

◎新潟県訓令第21号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成27年1月1日から実施する。

平成26年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第4（第6条関係） （略） 福祉保健部 （略）		別表第4（第6条関係） （略） 福祉保健部 （略）	
障害福祉課		障害福祉課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
（略）	(1)～(3) (略) (4) 児童福祉法第24条の21において準用する同法第19条の20第1項の規定により、障害児入所医療費の請求を審査し、かつ、額を決定すること。 (5)～(32) (略)	（略）	(1)～(3) (略) (4) 児童福祉法第24条の21において準用する同法第21条の3第1項の規定により、障害児入所医療費の請求を審査し、かつ、額を決定すること。 (5)～(32) (略)
（略）		（略）	
（略）		（略）	